

暫定ケアプランの取扱いについて

要介護者か要支援者か迷う新規利用者にかかる暫定ケアプランの取扱いは、居宅介護支援事業所か包括支援センターのどちらか暫定ケアプランを担当する方で、まず提出してください。

その後、実際の認定結果と先に提出した事業所が相違する場合は、認定日（被保険者証の認定日を見てください。）から3週間以内に提出された場合は月を遡って受理することと取り決めておりますので認定結果が出てから改めて提出してください。

居宅計画作成変更届出 遡りの届出をされる場合のお願い

◎申請窓口は原則、市役所本庁の長寿・介護保険課です。

遠方等で出先窓口での届出を希望される場合は、届出に行かれる前に必ず、市役所本庁の長寿・介護保険課に連絡してください。出先窓口で対応できるように連絡を入れます。

◎変更理由欄に記入したうえで、申請窓口で遡りが必要な旨を伝えてください。

◎申請書の変更日には、遡りが必要な月の月末か認定開始日の日付を記入してください。

※証の届出日は、遡った利用者であることをわかりやすくするため変更する月の月末の日付を記載します。

暫定ケアプランの居宅届出例

